

## 《人員の兼務》

### (1) 医療機関の人員を活用する場合

本体施設である医療機関の配置人員との兼務を認めるのは、入所者の処遇が適切に行われ、かつ、当該医療機関が医療法に定める人員基準を満たしていることを前提に、以下のとおりとするのが適切ではないか。

- ・医師(介護老人保健施設) ※( )内は支援を受ける小規模施設
- ・栄養士(介護老人保健施設)
- ・介護支援専門員(介護老人保健施設・特定施設)

### (2) 介護老人保健施設の人員を活用する場合

本体施設である介護老人保健施設の配置人員との兼務を認めるのは、入所者の処遇が適切に行われ、かつ、当該介護老人保健施設が人員基準を満たすことを前提に、以下のとおりとするのが適切ではないか。

- ・管理者(介護老人保健施設・特定施設)
- ・医師(介護老人保健施設)
- ・理学療法士又は作業療法士(介護老人保健施設・特定施設)
- ・栄養士(介護老人保健施設)
- ・介護支援専門員(介護老人保健施設・特定施設)
- ・支援相談員(介護老人保健施設・特定施設)

※ 支援を受ける施設が介護老人保健施設の場合は、従来から可能となっている

## 《設備の共用》

療養病床転換の場合に限り、入所者の機能訓練の機会が適切に確保されるときは、本体施設である医療機関又は介護老人保健施設の機能訓練室について、小規模施設との共用を認めることが適切ではないか。

## ○ 支援を受ける小規模施設の複数設置

支援を受ける小規模介護老人保健施設の設置は、現在、本体施設の介護老人保健施設について1ヶ所に限られているが、入所者の処遇が適切に行われることを前提に、複数設置を認めてもよいのではないか。

(参考)

## 各施設における人員配置基準

		一般病院		介護療養型医療施設		有床診療所 (療養病床)	介護老人保健施設	指定介護老人福祉施設	特定施設	
		一般病床	療養病床	病院	診療所				一般	外部サービス利用型
人員 配置	医師	常勤換算方法 で16:1	常勤換算方法 で48:1	常勤で48:1	常勤換算1人	常勤1人	常勤1人	必要数	-	-
	介護職員・看護職員	看護職員 常勤換算方法 で 3:1	看護職員 常勤換算方法 で 4:1 ※経過措置 平成24年3月 31日までは、 6:1でも可。	常勤換算方法で 看護職員6:1 介護職員6:1	常勤換算方法で 3:1 ・うち看護職員が1 人以上	看護職員 常勤換算方法 で4:1 ※経過措置 平成24年3月3 1日までは、6: 1でも可。	常勤換算方法で3:1 ・うち看護職員が2/ 7程度 ・看護・介護の7/10 程度が常勤	常勤換算方法で3:1 ・常時1人以上の常勤の 介護職員 ・看護職員のうち1人 以上は常勤	常勤換算方法3:1以上 介護職員 ・常時1人以上 ・常勤で1人以上 看護職員 ・常勤換算方法1人以上 ・常勤で1人以上	介護職員 ・常勤換算方法で10:1以上
	PT・OT	-	適当数	適当数	-	-	常勤換算方法で 100:1以上	-	-	-
	栄養士	100床以上の 場合は常勤換 算方法で1人	100床以上の 場合は常勤換 算方法で1人	100床以上の場 合は常勤1人	-	-	入所定員100人 以上 の場合は常勤1人	1人以上 (非常勤でも可)	-	-
	機能訓練指導員	-	-	-	-	-	-	1人以上 (非常勤でも可)	1人以上 (非常勤でも可)	-
	介護支援専門員 (計画作成担当者)	-	-	常勤1人	1人 (非常勤でも可)	-	常勤1人	常勤・専従1人以上	専従1人以上 (非常勤でも可)	常勤・専従1人以上
	生活相談員 (支援相談員)	-	-	-	-	-	常勤1人	常勤1人以上	常勤換算方法で100:1以上 常勤1人以上	常勤換算方法で100:1以上 常勤・専従1人以上